

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第82回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成29年11月24日（金）13時58分～14時13分
於・総務省 第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

新美 育文（部会長）、川濱 昇（部会長代理）、大谷 和子、藤井 威生、
三友 仁志、吉田 裕美子

第3 出席した関係職員等

古市電気通信事業部長、竹村事業政策課長、坂入ブロードバンド整備推進室長、
藤野料金サービス課長、竹中料金サービス課課長補佐

第4 議題

（1）答申事項

- ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款及び料金の変更の認可について【諮問第3097号】
- イ 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3098号】

開 会

○新美部会長　ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第82回を開催致します。

本日の部会には、委員8名中6名が出席されておりますので、定足数は満たされております。

議 題

(1) 答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款及び料金の変更の認可について【諮問第3097号】

○新美部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。よろしくご審議をいただきたいと思っております。

最初に、諮問3097号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の電報サービス契約約款及び料金の変更の認可についてお諮りを致します。これはNTT東日本・西日本における電報サービスの受付時間等の見直しに伴い、電報サービス契約約款及び料金の変更に係る認可を行うものでございます。

本件は、総務大臣から諮問を受け、本年9月29日開催の当部会におきまして審議を行い、9月30日から10月30日までの間意見招請を実施したところでございます。

それでは、事務局からご説明をお願い致します。

○藤野料金サービス課長　料金サービス課の藤野でございます。よろしくお願い致します。

お手元の資料82-1をご覧くださいと思います。今、部会長からご紹介いただきましたように、意見招請をやっていただいておりますので、その結果についてご報告させていただきます。

資料の3ページ目をご覧くださいと思います。今回の意見招請に対しまして、あった意見は1件でございます。個人の方からのご意見でございます。改正自体については反対ないということで、電報について、他に代替可能なサービスがある、したがって、

サービス縮小の影響はあまりないのではないかということですが、そういった関係のご意見でございました。

これについて、答申にまとめていただくに際しましての、この意見に対する考え方の案を作成してございます。同じページの、ご意見の右側の欄をご覧くださいと思います。電報の夜間受付等の縮小は、確かに多くの場面で代替的手段も多くなっているからやむを得ないものと考えられるけれども、他の伝達手段がない相手方への最低限確保すべき情報伝達手段としての役割の意義があると。それに鑑みて、今般、夜間の電話の受付は廃止しますが、インターネットの受付は続けますので、インターネット接続による夜間受付への誘導を円滑に行う等により、その役割が十分果たせるように、総務省から申請者であるNTT東日本、西日本に対して求めることを要望するといった内容でまとめてございます。

これに関しまして、NTT東日本・西日本のお客様への対応についてご紹介させていただきます。同じ資料の9ページをご覧くださいと思います。これはNTT東日本・西日本様からご提出いただいたものでございますが、9ページの上のほうからご覧いただきますと、全てのユーザーの方へのお知らせとして、報道発表、ホームページ上での情報提供、インターネットで電報の受付をしているサイトでの情報提供、それから、コールセンターでの対応について、ここに書いてございます。

それから、上から2つ目の欄、②と書いてございますけれども、緊急定文電報、これは夜間で申し込みを受け付けて、その日のうちに電報も届けられるようなことを行うサービスでございますが、これについて、実際に利用された方、申し込みがある方々へのお知らせをしています。

それから、③でございますけれども、特に実際に使われたユーザーに対して、訪問で見直し内容をお知らせとしてございますが、これは利用実績のある方皆さんに、電話でご連絡を試みたところ、ご連絡ができなかった方もいらっしゃるそうですけれども、そういった方々には、こういった形で内容の情報の伝達をやっていただいているということでございます。

それから、次のページ、10ページ目、これは報道発表をさせていただいている内容、それから、11ページ目、これは電報を受け付けるインターネットのサイトでの情報提供の内容をご紹介します。

今般廃止するのは、夜間の電話での受付でございますので、電話の受付について、1

2ページ目をご覧いただきたいと思います。受付を行う時間中、それから、受付時間外の夜間、早朝のガイダンスをそれぞれ書いてございます。これは実際に夜間の電話受付を廃止するまでの対応として、一番上と、それから真ん中の欄に書いてございますが、この受付時間の変更、それから、インターネット接続で受付を行っている旨をここでご紹介されてございます。

それから、一番下のところでございますけれども、実際に夜間の電話受付がなくなった後の対応について書いていただいておりますけれども、電話での受付時間、それから、夜間でもインターネットでは対応していますというお知らせをやっていただくことを予定しておるということでございます。

こういったことを受けまして、ページが前後して申しわけございません、7ページ目をご覧いただきたいと思います。前回、この事業部会でご審議いただきましたときに、審査結果のうち、審査事項の5番目について、結論について留保させていただいております。これについて、今回は認可ができないことはないのではないかという結論でまとめさせていただきます。ご覧いただきますと、5番の理由のところでございますけれども、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものではない、そして、社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるために、利用者の利益を阻害しているとまでは言えないのではないか。そして、本件についてNTT東日本・西日本において受付時間等変更の周知、それから、インターネット接続における受付への誘導が円滑に行われることが必要であり、この実施について注視することが必要とまとめさせていただきます。

以上を踏まえまして、今般いただく答申についてでございますけれども、この資料の1ページ目をご覧いただきたいと思います。答申書の案をここにお示ししてございます。審議結果として、記とございますけれども、1番で、認可については適当と認められる、それから、2番につきましては、次の点、3点挙げてございますけれども、これについて、NTT東日本・西日本で十分な対応がなされるように要望するとまとめさせていただきます。

その3点でございますが、(1)、今般の電報サービスに係る約款、料金の変更に当たっては、事前の周知を十分に行うこと、また、事前の周知等の状況によっては、必要に応じ受付時間等の変更の実施の延期も視野に入れて、利用者において混乱が生じない対応をすることとまとめさせていただきます。

それから、(2)でございます。約款、料金の変更後において、夜間受付による利用を

希望する利用者に対して、夜間受付をインターネット接続で一元的に行っていることを周知、それから、照会対応を行ってくださいということでございます。

(3) につきましては、こういった対応について、実施状況を総務省に報告していただいて、そして総務省からも、適宜審議会のほうにも情報をお届けする形にしたいと思っております。

本件については以上でございます。よろしくご審議のほどお願い致します。

○新美部会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、よろしく申し上げます。特にございませんでしょうか。

それでしたら、特にご意見ございませんようですので、諮問第3097号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することに致します。

イ 電気通信事業法第109条第1項による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可) について【諮問第3098号】

○新美部会長 続きまして、諮問第3098号、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可(ユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可) についてお諮りを致します。

これは、基礎的電気通信役務支援機関として指定を受けております一般社団法人電気通信事業者協会から、ユニバーサルサービス交付金制度に基づき、加入電話等のユニバーサルサービスを提供するNTT東日本・西日本への交付金の額等の認可を行うものでございます。

本件は、総務大臣から諮問を受け、本年9月29日開催の当部会におきまして審議を行い、9月30日から10月30日までの間意見招請を実施したところでございます。

それでは、本件につきまして、事務局からご説明をお願い致します。

○藤野料金サービス課長 資料8 2-2をご覧いただきたいと思います。こちら、部会長から今ご紹介いただきましたように、意見招請を行っていただいておりますけれども、提出された意見はございませんでした。

これに関しまして、資料の9ページでございますけれども、審査結果、これは前回の審議のときにもお示ししたものでございますけれども、内容について、交付金の額、それから、負担金の額や手続に関して、審査結果としては適と判断しているものでございます。

こちらに関連しまして、また戻っていただいて恐縮ですけれども、同じ資料の3ページ目をご覧いただきたいと思います。今般の認可申請につきましては、特別損失として、熊本地震における災害特別損失を計上している関係で、これに関しまして生じたものを、今般のユニバーサルサービスの交付金、負担金の算定費用に算入する形で認可申請がなされているものがございます。こちらは、原則として省令で定めているルール外ですので、個別の許可を総務大臣が行う必要がございます。金額自体につきましては、3ページをご覧いただきますように、一番下のところでございますが、補填額の影響は6,000円、それから、合算番号単価は、おおむね全体で2円になると見込まれているものでございますけれども、0.000002円程度ということで、額自体は小さいものですが、こういった特別損失についても、この制度で補填をしていこうということで、認可申請が行われたものでございます。

答申の案でございますけれども、1ページ戻っていただきたいと思います。こちらにつきましては、制度上の認可を行う上では、今申し上げた特別損失の扱いについての許可が必要でございます、これについては、答申がいただけましたら、来週の早々にも行いたいと思っておるものでございますので、それを前提とした答申案となっております。

記をご覧いただきたいと思いますが、本件、この認可については、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則、これは省令でございます、この省令の3条に基づく許可について、一番下の行でございますが、総務大臣が許可した場合には認可することが適当という形で、若干条件つきに見えるような形になってございますけれども、この許可自体は行う予定ですので、これによって続けて認可をするということで進めさせていただいてはどうかということでございます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○新美部会長　　ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。特にご質問、ご意見ございませんようですので、諮問の第3098号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと存じますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○新美部会長　　ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することと致します。

閉　　会

○新美部会長　　以上で本日の議題は終了したいと存じます。

この際、委員の皆様から何かご意見等がございましたら、あるいは情報提供がございましたら、どうぞよろしくお願ひ致します。よろしいでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、事務局から何かございますか。

○東情報流通行政局総務課課長補佐　　次回の電気通信事業部会の日程でございしますが、12月22日金曜日の開催を予定してございます。詳細につきましては、別途連絡を差し上げますので、どうかよろしくお願ひ致します。

○新美部会長　　ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了したいと存じます。

どうもありがとうございました。

（以　上）